

# ハローワーク鈴鹿

## NEWS 4月号

助成金のYouTube動画を作成しました。

### 人材開発支援助成金

## 人材育成支援コース



ハローワーク鈴鹿  
就職応援キャラクター  
ハロちゃん

YouTube画面より

VOICEVOX:四国めだん

「みえハロTube（三重労働局職業安定部）」にアップされていますのでお気軽にご視聴ください。

「三重労働局 YouTube」で検索可能です。

今後も随時情報発信を図ってまいります。

法改正が行われた場合には、内容の更新を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

※ 助成金の詳細につきましては、事前に資料をよくお読みいただき、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。来所される場合は、事前予約制となっておりますので予めご了承ください。

新規学卒者などを募集する事業主の皆さまへ

# 若者の募集・採用等に関する指針

## ご対応いただきたい5つのポイントを紹介します



### 若者雇用促進法に基づく指針とは

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

- ・ 「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に基づき、**若者を募集・採用等する事業主などが講ずべき措置をまとめた指針**です。
- ・ 男女雇用機会均等法等の改正（令和8年10月1日施行）に伴い、ハラスメント対策の強化について、事業主などが講ずべき措置を新たに定めています。

指針の全体版も  
ご覧ください



## 1 募集にあたっての労働条件の明示などの対応が必要です

- 青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるように、**労働条件などの明示などに関する事項を遵守**すること。
- 広告等により提供する青少年の募集に関する情報等は、**青少年に誤解を生じさせるような表示としない**こと。また、当該情報を**正確かつ最新の内容に保つ**こと。
- 明示する従事すべき業務の内容等は、**虚偽または誇大な内容としない**こと。
- **固定残業代**を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法などを明示すること。
- 職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針\*第5を踏まえ、**求職者等の個人情報**を適切に取り扱うこと。

固定残業代の詳細

労働関係法令の留意点

\* 「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」



## 2 内定取消しは無効になることもあります

- 労働契約が成立したと認められる場合には、**客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効**とされることに十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力などを行うこと。やむを得ない事情により採用内定取消しなどを行う場合には、**就職先の確保について最大限の努力**を行うこと。  
※ 職業安定法施行規則第35条第2項では、採用内定取消しなどを行おうとする事業主は、所定の様式により、あらかじめ、公共職業安定所等に通知することとなっています。
- 採用内定または採用内々定と引き替えに、他の事業主に対する**就職活動を取りやめるよう強要することなどの職業選択の自由を妨げる行為**などは、青少年に対する公平・公正な就職機会の提供の観点から**行わない**こと。
- 労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定者に対して、自由な意思決定を妨げるような**内定辞退の勧奨**は、違法な権利侵害に当たるおそれがあることから**行わない**こと。

### 3 就活生などに対するハラスメントにも注意してください

- 新規!!** ■ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。また、男女雇用機会均等法に基づく求職活動等セクハラ防止指針\* 5及び6を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいこと。(令和8年10月1日適用)  
※ 「事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」
- 雇用する労働者が就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等に対する言動について、必要な注意を払うよう配慮するように努めることが望ましいこと。

特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等は、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場でも問題化しています。

企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等を行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを、研修などを実施し社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

ハラスメントの詳細



求職活動等セクハラ防止指針はこちらからご確認ください。

### 4 「青少年雇用情報」の情報提供が必要です

- ホームページでの公表などで、青少年雇用情報の全ての項目について情報提供することが望ましいこと。

#### 青少年雇用情報とは

若者雇用促進法により、事業主は、応募者などに対して、平均勤続年数や研修の有無と内容といった就労実態等の職場情報を提供する仕組みがあります。

職場情報は、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、

(i) 幅広い情報提供を努力義務

(ii) 応募者等から求めがあった場合は、以下の3類型(ア～ウ)ごとに1つ以上の情報提供を義務

としています。

(ア) 募集・採用に関する状況

(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況

(ウ) 企業における雇用管理に関する状況

青少年雇用情報の詳細



### 5 卒業後3年以内の者も「新卒枠」での応募受付ができるよう努めてください

- 既卒者が卒業後少なくとも3年間は「新卒枠」に応募できるようにすることや、できる限り上限年齢を設けないように努めること。
- 通年採用や秋季採用の導入等の個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討するよう努めること。

既卒者の応募の詳細



通年採用・秋季採用の詳細



一般職業紹介業務主要指標（学卒を除き、パートを含む）

項目	月別			前月	前年同月	前年同月比 (%,ポイント)	
	8年 2月	男	女				
1 新規求職申込件数	673	301	372	739	615	9.4	
2 中高年齢者数	385	194	191	422	368	4.6	
3 雇用保険受給資格決定件数	232	109	123	249	223	4.0	
4 月間有効求職者数	3,448	1,747	1,696	3,386	3,600	▲ 4.2	
5 中高年齢者数	2,013	1,138	874	1,977	2,148	▲ 6.3	
6 雇用保険受給者(実人員)	905	446	459	915	1,084	▲ 16.5	
7 紹介件数	560	270	290	521	490	14.3	
8 中高年齢者数	368	199	169	346	308	19.5	
9 雇用保険受給者	146	91	55	138	137	6.6	
10 就職件数	193	72	121	136	153	26.1	
11 中高年齢者数	127	51	76	91	98	29.6	
12 雇用保険受給者	58	24	34	38	42	38.1	
13 月間有効求人数	3,773			3,653	3,634	3.8	
14 うち新規求人数	1,218			1,457	1,102	10.5	
15 充足数	150			128	130	15.4	
16 求人倍率 (倍)	新規	1.81		1.97	1.79	0.02	
	有効	1.09		1.08	1.01	0.08	
17 就職率 全数(%)		28.7	23.9	32.5	18.4	24.9	3.8
	中高年齢者	33.0	26.3	39.8	21.6	26.6	6.4
	雇用保険受給者	25.0	22.0	27.6	15.3	18.8	6.2
18 新規求職 のうち	中高年齢者(%)	57.2	64.5	51.3	57.1	59.8	▲ 2.6
	雇保受給者(%)	34.5	36.2	33.1	33.7	36.3	▲ 1.8
19 有効求職 のうち	中高年齢者(%)	58.4	65.1	51.5	58.4	59.7	▲ 1.3
	雇保受給者(%)	26.2	25.5	27.1	27.0	30.1	▲ 3.9

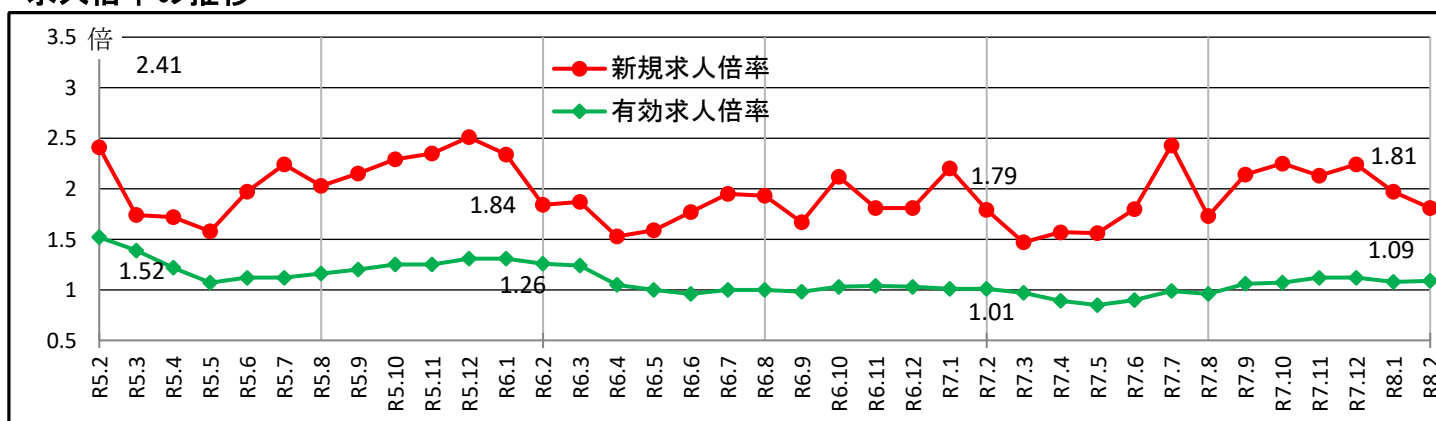
※求職申込書における「性別」欄の記載が任意になったことに伴い、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しません。また、求人は男女共用求人のみのため、男女区分はありません。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

雇用保険適用状況

項目	月別			
	令和8年2月	前年同月	前年同月比(%)	
適用	月末適用事業所数	3,961	3,928	0.8
	新規適用事業所数	17	10	70.0
	廃止事業所数	6	4	50.0
被保険者	月末被保険者数	69,100	69,195	▲ 0.1
	資格取得者数	863	920	▲ 6.2
	資格喪失者数	859	818	5.0

求人倍率の推移



※ 新規求人倍率及び有効求人倍率は「原数値」です。

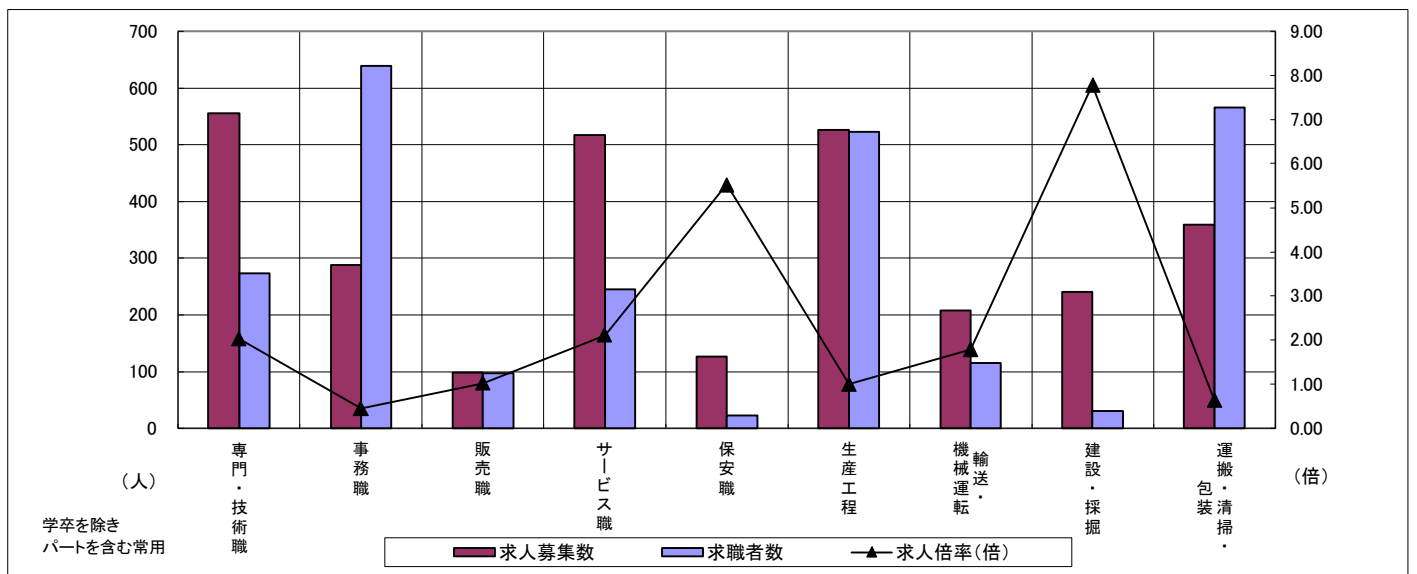
# 求人・求職バランスシート

令和8年2月

鈴鹿

職業別	年齢別	合計	常用的フルタイム						合計	常用的パートタイム					
			～24歳	25歳～	35歳～	45歳～	55歳～	65歳～		～24歳	25歳～	35歳～	45歳～	55歳～	65歳～
合計	求人募集数	1,902	295	482	361	410	315	39	1,052	49	154	160	199	281	209
	求職者数	1,903	243	402	310	419	401	128	1,534	64	202	209	263	399	397
	求人倍率	1.00	1.21	1.20	1.16	0.98	0.79	0.30	0.69	0.77	0.76	0.77	0.76	0.70	0.53
専門・技術職	求人募集数	341	29	106	61	93	49	3	214	3	56	48	30	41	36
	求職者数	180	14	51	30	48	30	7	93	1	22	19	12	17	22
	求人倍率	1.89	2.07	2.08	2.03	1.94	1.63	0.43	2.30	3.00	2.55	2.53	2.50	2.41	1.64
事務職	求人募集数	162	34	43	32	34	17	2	126	2	16	32	26	30	20
	求職者数	378	57	80	62	91	65	23	261	3	28	56	48	65	61
	求人倍率	0.43	0.60	0.54	0.52	0.37	0.26	0.09	0.48	0.67	0.57	0.57	0.54	0.46	0.33
販売職	求人募集数	62	19	23	13	5	2	0	37	1	1	4	10	14	7
	求職者数	57	13	16	10	7	8	3	40	1	1	4	10	16	8
	求人倍率	1.09	1.46	1.44	1.30	0.71	0.25	—	0.93	1.00	1.00	1.00	1.00	0.88	0.88
サービス職	求人募集数	219	42	45	48	46	36	2	298	16	35	35	51	100	61
	求職者数	114	20	21	23	23	23	4	131	6	13	13	19	40	40
	求人倍率	1.92	2.10	2.14	2.09	2.00	1.57	0.50	2.27	2.67	2.69	2.69	2.68	2.50	1.53
保安職	求人募集数	98	8	0	0	8	38	44	29	0	0	0	3	6	20
	求職者数	13	1	0	0	1	5	6	10	0	0	0	1	2	7
	求人倍率	7.54	8.00	—	—	8.00	7.60	7.33	2.90	—	—	—	3.00	3.00	2.86
生産工程	求人募集数	446	64	119	103	86	68	6	80	2	13	12	19	25	9
	求職者数	414	49	90	82	87	85	21	108	2	17	16	25	34	14
	求人倍率	1.08	1.31	1.32	1.26	0.99	0.80	0.29	0.74	1.00	0.76	0.75	0.76	0.74	0.64
輸送・機械運転	求人募集数	171	0	17	39	46	64	5	37	0	2	2	1	8	24
	求職者数	89	0	5	11	22	39	12	27	0	1	1	1	5	19
	求人倍率	1.92	—	3.40	3.55	2.09	1.64	0.42	1.37	—	2.00	2.00	1.00	1.60	1.26
建設・採掘	求人募集数	236	67	40	51	36	32	10	5	0	0	1	0	2	2
	求職者数	22	5	3	4	3	4	3	9	0	0	1	1	4	3
	求人倍率	10.73	13.40	13.33	12.75	12.00	8.00	3.33	0.56	—	—	1.00	—	0.50	0.67
運搬・清掃・包装等	求人募集数	144	12	29	20	37	41	5	215	10	24	22	41	59	59
	求職者数	150	8	20	14	34	55	19	416	17	40	37	72	115	135
	求人倍率	0.96	1.50	1.45	1.43	1.09	0.75	0.26	0.52	0.59	0.60	0.59	0.57	0.51	0.44

- (注) 1 求人募集数・求職者数・求人倍率は、正式にはそれぞれ有効求人人数・有効求職者数・有効求人倍率といます。  
 2 求人倍率は、求職者1人あたりの求人募集数を意味しています。  
 3 「職業」の合計欄には、「管理職」「農林漁業職」「職業分類不能」を含みます。



	専門・技術職	事務職	販売職	サービス職	保安職	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装	常計
求人募集数	555	288	99	517	127	526	208	241	359	2,954
求職者数	273	639	97	245	23	522	116	31	566	3,437
求人倍率(倍)	2.03	0.45	1.02	2.11	5.52	1.01	1.79	7.77	0.63	0.86

## 求人募集賃金・求職者希望賃金情報

令和8年2月

(単位：円)

求人・求職別 職業・年齢別		常用			常用的パート		
		求人募集賃金		求職者 希望賃金	求人募集賃金		求職者 希望賃金
		上限平均	下限平均		上限平均	下限平均	
合計		286,591	218,825	233,649	1,411	1,304	1,136
職 業 別	専門・技術職	328,424	241,084	243,000	1,879	1,738	1,302
	事務職	246,461	200,207	202,344	1,356	1,197	1,105
	販売職	325,396	229,025	231,000	1,150	1,117	1,131
	サービス職	248,297	213,235	216,250	1,256	1,150	1,152
	保安職	214,219	191,239	180,000	1,122	1,092	1,087
	生産工程	294,000	215,504	240,833	1,219	1,131	1,137
	輸送・機械運転	253,598	214,348	270,370	1,192	1,174	1,148
	建設・採掘	378,779	237,347	280,000	1,850	1,550	1,400
	運搬・清掃・包装	242,333	204,199	238,696	1,175	1,145	1,108
	年 齢 別	24歳以下	285,652	217,634	205,833	/	/
25～34歳		286,368	217,856	230,854	1,129		
35～44歳		286,339	218,499	260,455	1,131		
45～54歳		288,680	221,062	243,288	1,165		
55歳以上		286,251	219,920	224,653	1,133		

(注)

- 1 「求人募集賃金」は、1ヶ月間に受理した求人賃金（基本給＋定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給）の平均値です。
- 2 「求職者希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。
- 3 「パート求人」については年齢制限ができませんので「年齢別」欄は表示していません。

### 安定所別有効求人倍率の推移

※学卒を除き、パートを含む。

年月	項目	三重県		桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野 <sup>(出)</sup>
		季調値	原数値									
2 3 4 5 6	年	—	1.09	0.99	1.22	0.92	1.27	0.99	1.07	0.93	1.41	1.53
	度	—	1.26	1.22	1.34	1.16	1.43	1.16	1.22	1.04	1.77	1.64
	平	—	1.40	1.31	1.59	1.29	1.45	1.26	1.50	1.22	2.05	1.66
	均	—	1.27	1.12	1.46	1.21	1.43	1.17	1.36	0.99	1.42	1.29
		—	1.16	1.01	1.32	1.01	1.36	1.15	1.22	0.89	1.29	1.10
		—	1.14	1.25	1.15	1.44	1.01	1.49	1.25	1.29	0.93	1.52
7	1	1.14	1.25	1.15	1.44	1.01	1.49	1.25	1.29	0.93	1.52	1.27
	2	1.16	1.26	1.15	1.46	1.01	1.51	1.24	1.30	0.95	1.52	1.29
	3	1.18	1.22	1.08	1.42	0.97	1.44	1.21	1.26	0.94	1.40	1.49
	4	1.16	1.10	0.93	1.23	0.89	1.30	1.11	1.17	0.87	1.36	1.24
	5	1.16	1.06	0.87	1.20	0.85	1.29	1.08	1.07	0.80	1.42	1.07
	6	1.14	1.04	0.83	1.17	0.90	1.27	1.07	1.05	0.75	1.44	1.11
	7	1.16	1.10	0.89	1.26	0.99	1.32	1.15	1.03	0.82	1.58	1.11
	8	1.15	1.12	0.92	1.30	0.96	1.31	1.19	1.05	0.84	1.42	1.09
	9	1.18	1.17	0.97	1.38	1.06	1.35	1.24	1.04	0.92	1.38	1.01
	10	1.17	1.17	0.95	1.39	1.07	1.31	1.24	1.11	0.92	1.37	1.01
	11	1.18	1.22	1.07	1.45	1.12	1.33	1.28	1.12	0.98	1.48	1.10
	12	1.19	1.29	1.16	1.59	1.12	1.43	1.31	1.14	1.05	1.54	1.21
8	1	1.16	1.28	1.14	1.55	1.08	1.45	1.34	1.17	0.98	1.49	1.17
	2	1.14	1.25	1.11	1.49	1.09	1.42	1.32	1.13	0.96	1.48	1.11
	3											

〔注〕有効求人倍率＝ $\frac{\text{月間有効求人数}}{\text{月間有効求職者数}}$  (倍) ※ 安定所における有効求人倍率は原数値である。  
r は数値を補正したもの。

### 安定所別新規求人倍率の推移

※学卒を除き、パートを含む。

年月	項目	三重県		桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野 <sup>(出)</sup>
		季調値	原数値									
2 3 4 5 6	年	—	1.84	1.67	1.93	1.61	2.31	1.60	1.83	1.48	2.61	2.62
	度	—	2.12	2.05	2.19	2.13	2.52	1.78	2.00	1.78	2.84	2.95
	平	—	2.25	2.11	2.46	2.25	2.37	1.97	2.39	1.88	2.82	3.03
	均	—	2.05	1.89	2.25	2.04	2.32	1.86	2.21	1.49	1.96	2.25
		—	1.95	1.73	2.10	1.80	2.38	1.86	2.07	1.45	2.00	1.96
		—	2.09	2.23	1.99	2.57	2.20	2.56	2.19	2.43	1.39	2.27
7	1	2.09	2.23	1.99	2.57	2.20	2.56	2.19	2.43	1.39	2.27	1.99
	2	2.03	2.00	1.58	2.05	1.79	2.88	1.84	1.77	1.52	2.23	2.57
	3	2.01	1.83	1.72	2.04	1.47	1.95	1.65	2.09	1.62	1.96	2.76
	4	2.12	1.53	1.30	1.54	1.57	1.88	1.63	1.54	1.08	1.52	0.97
	5	1.99	1.80	1.36	2.02	1.56	2.50	1.70	1.70	1.16	2.95	1.60
	6	1.85	1.84	1.55	2.00	1.80	2.02	1.60	2.24	1.35	2.35	3.00
	7	2.07	2.22	1.91	2.40	2.43	2.49	2.47	2.04	1.57	2.20	1.59
	8	2.02	2.07	1.62	2.28	1.73	3.06	2.00	2.00	1.36	2.00	1.79
	9	1.96	2.01	1.69	2.19	2.14	2.32	1.93	1.91	1.64	2.06	1.99
	10	2.06	2.20	1.74	2.25	2.25	2.53	2.38	2.43	1.69	1.99	1.58
	11	1.90	2.24	2.08	2.58	2.13	2.46	2.10	2.13	1.69	2.59	2.62
	12	1.88	2.41	2.23	2.95	2.24	2.88	1.96	1.97	2.16	3.03	1.95
8	1	1.81	1.96	1.75	2.20	1.97	2.22	2.07	2.15	1.20	1.60	1.85
	2	1.89	1.90	1.50	2.09	1.81	2.53	2.02	1.46	1.45	2.38	1.93
	3											

〔注〕新規求人倍率＝ $\frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職申込件数}}$  (倍) ※ 安定所における新規求人倍率は原数値である。  
r は数値を補正したもの。